

学校教育における消費者教育の推進

【学校教育と消費生活行政をつなぐ消費者教育コーディネーターの設置】

現状の取組と課題

【都の取組】

○学校教育と消費生活行政をつなぐ役割を担う消費者教育コーディネーターは設置していないが、消費生活総合センターにおいて、教材の作成・提供や教員向けの講座・出前講座の実施などを通じ、学校での消費者教育の取組を支援している。

【他県の設置事例】

○徳島県：県教育委員会が高等学校教員を2003年度から長期研修生として県消費者情報センターに派遣。消費生活相談員の対応から消費者トラブルと対処法の最新情報を学ぶなどセンターの勤務経験と教員の経験を活かした教材を作成。授業や研修で積極的に活用することを通じて、消費者行政・教育行政など多様な主体をつなぐ「橋渡し役」を務める。(出典:「消費者教育研究」平成29年10/11月号(公益財団法人消費者教育支援センター))

○山梨県：学校教員の経験を有する人材（教頭職相当）を消費者教育の効果的実践を支援する専門職として県民生活センターに配置。県教育委員会の関係各課等を中心に、消費者教育の重要性と啓発活動のPR等を実施(出典:「教育実践学研究23, 2018『山梨県における中学校・高等学校教員向け消費者教育の教材開発』」(山梨県へ確認した内容含む。))

○岡山県：消費生活相談員兼大学非常勤講師（中高一貫校の教員経験あり）を務める人材を県消費生活センターに配置し、教員を対象とした消費者教育講座の講師のほか、他団体と連携・協働した消費者教育教材の開発・教員対象講座の実施等消費者教育を推進(出典:「消費者教育研究」平成28年2/3月号(公益財団法人消費者教育支援センター))

【国の取組】

○国の「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(2018年度～2020年度集中強化期間)では、学校での外部講師の効果的な活用を推進するため、消費者教育コーディネーター（消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整する役割を担う者）の全都道府県等での配置を促進するとされている。

【課題】

○学校教育部門と消費生活総合センターをつなぐ役割を果たす消費者教育コーディネーターの設置

取組の方向性

○都の実情を踏まえた東京都版消費者教育コーディネーターの設置について検討（資質、役割、設置方法（場所）等）
 (例)・学校教育に精通した人材を消費生活行政部門へ配置（教員OB・OGの活用等）
 ・学校教育部門、消費生活行政部門双方への消費者教育コーディネーターの設置